

知的障害児施設における発達支援と 職員の意識改革

米澤 國吉¹⁾

Development Support and Reform of Staff Views in Social Welfare Institutes for Children with Mental Disorders

Kunikichi Yonezawa¹⁾

Abstract

The purpose of this paper is to discuss 'development support' and the reform of staff views of 'development support'. 'Development support' refers to support for children with mental disorders who are accommodated in social welfare institutes, and 'reform of views of staff' means the reformation of staff views of the support which the staff offer to the children in such institutes.

The paper consists of three parts. The first part reviews the concept of 'support' with reference to views of disability or handicap in the contemporary context. The second puts forward a development theory based on articles written by family members of the children. The third develops further discussion of the reform of staff views. It is high time staff views were reformed in the current situation, where the transformation of the social welfare system is an ongoing process, taking some ideas from economics.

Lastly, the concept of 'support' is discussed, again, taking examples from practical work operated in one of institutes which offer 'Day-Service' in the private sector.

(J.Aomori Univ.Health Welf.2: 1-7, 2000)

キーワード: 知的障害児施設、職員の意識改革、発達支援
institutes for children with mental disorders,
the reform of staff views, development support

はじめに

本稿のテーマは、「発達支援と職員の意識改革」であるが、発達支援とは障害児施設で生活する人々の発達支援との意味であり、障害児者施設（以下障害者施設、又障害児・者は障害者と記す）に勤務する職員の意識改革であるとの前提で、テーマを深めて行きたいと考えている。

はじめに、全体の骨子について述べる。このテーマを三つに分け、先ず支援の現代的意味を障害概念との関連で考えてみる。次に発達とは何か、障害者の家族の手記を手がかりに発達論を整理したいと思う。三つ目は職員の意識改革についてであるが、これは現在進んでいる社会福祉基礎構造改革との関連で位置付けられなければな

らないが経済学の教える所を援用しつつ深めたいと思っている。おわりに民間のデイサービスの実践から「支援」の意味を再び考えてみる。

第1章 「支援」の現代的意味を考える —障害概念との関連で—

近年、社会福祉の世界で支援という用語がよく見られるようになった。介護支援専門員とか障害児（者）地域療育支援事業のように。そこで、支援という言葉、概念を深める意味で「支援」に至る障害者への社会的対応の変遷の概要と、求められる支援の中身について考えてみたい。

1) 青森県立保健大学健康科学部社会福祉学科 Department of Social Welfare, Aomori University of Health and Welfare

第1節 障害者に対する社会的対応の到達点としての支援概念

21世紀まであと数ヶ月となった現在、障害者への社会的対応は、援助から支援という概念に移行しつつある。しかし時代を遡れば、社会は障害者に多様な対応をして来ている。ギリシヤ、ローマの古代社会。アリストテレスは、障害のあるものは、殺すべきとし、時代はその後になるがセネカは障害のあるものは、殺すことは賢明かつ異論のない慣習としたとの報告もある。(注1) 古代からの障害者に対する社会的対応の類型的特徴について秦安雄氏は次のように整理している。「生産力のきわめて低い社会の段階では、障害者に限らず生存競争についてゆけないものは自然に淘汰されたであろう。～中略～戦闘力・労働力として全く期待できない障害の重い者は、社会的に淘汰(遺棄・殺害)されたと考えられる。」「このような障害者に対する、遺棄・抹殺・虐待・嘲笑の社会的対応に続き、同情・保護・救済、そして、社会防衛的保護、淘汰の時代を迎える」(注2) こととなる。

わが国での戦後の障害者施設での障害者に対する対応は、管理される人であり、指導される人であり、援助される人となり、最近では支援という表現が見られるようになった。

概観したように障害者に対する社会的対応の歴史は、①生存が許されなかった時代、②社会防衛「対策」の時代、いわゆる社会福祉施設にあっては、混合収容という型での隔離の時代。以下社会福祉施設での対応や基本理念としては、③生活「管理」の対象として、「指導」を受ける対象としての入所者を経て、④援助、⑤支援となる。

少し詳しく生活管理型以降の対応を考えてみたいと思う。それは、社会防衛的観点から、障害者も含めた混合収容による隔離収容型施設があり、そこでの対応は管理(生命、生活の)であったようである。1960年代来日したサムエル・A・カークは知的障害者に対する対応として重い人には保護、中度の人には訓練、軽度の人には教育をと主張しており、管理、保護の時代を経て、知的障害者に対する対応はより積極的に指導、教育という概念と実践が生まれる。さらに、「相談援助」や「社会福祉援助技術」など援助という概念が一般化する。しかしこの場合は援助する側、援助を受ける側といった関係があるが、現在使われ始めている「支援」はやや意味を異にする。援助＝助ける、助けられる存在から、支援、サポート、支え、つまり社会の支えにより自立した社会生活が可能になることを目指した術語なのではないかと考えられる。ここでの社会での支えとは施設職員、AさんBさんと言うよりは多機能、多くの専門職など複数の支えでありそれらが整備されれば施設であっても、グループホーム、在宅などでも「ふつうの暮らし」が可能となる。

障害の程度を問わず…。そのような目的概念ではないだろうか。

支援という概念は障害者に対する社会的対応の到達点であると理解できるし、この理念がわが国全ての障害者の生活に実態化することが求められているのである。

第2節 求められる支援

障害者施設で求められる支援の中身とは何であろうか。それは整理すると2つある。一つは、広く障害者に対する積極的な意味での発達支援。多くの障害者施設で取り組まれている発達支援実践である。もうひとつは、障害者であるために獲得できなかった力＝能力、障害者施設の生活を余儀無くされるが故に獲得することができなかった力を再び獲得するための方策や支援である。

前者は障害者施設であれば、生活施設としての、子どもが生活する力を獲得するための支援であり、徳育、知育、体育等の領域としての支援計画であり現在広く実践されていると思われる。

強調したいのは後者の障害者である為に、施設生活であるが故に獲得できなかった力の再獲得への支援である。岩手県奥中山学園副園長、佐藤真名氏は、平成12年度東北地区知的障害者福祉協会シンポジウム要旨集の中で、「子ども達が本来家庭や地域の中で育っていたら経験し、学んでいたであろう『日常性』を如何に取り戻すかの歩み」について紹介し、さらに「施設生活が生み出す二次的な状態を抑え、回復を与え、さらに思春期・青年期におけるの育ちを促していくことを体験的に確認していくことができた」と奥中山学園での発達支援について報告されている。

茂木俊彦氏(現東京都立大学教授)は、かつて論文「ヴィゴツキーと精神薄弱教育学」を訳出したが(注3)、ちえ遅れにおける一次的障害と二次的障害の項で、「一次的障害は生物学的な基礎をもっており、それは直接的に器質的な障害に条件づけられているとし、二次的障害は一次的障害の上にある種の層化がされたものであるとしている。さらに一次的障害はもっとも不変的なものであり可塑性が少なく、医療的、教育的影響をもっとも受けつけがたい。この観点からは発達の過程で獲得された欠損の方が、可塑的であるだろう。これに関連してヴィゴツキーは『異常児』に対する活動の主要な課題は、子どもの人格への、のぞましからぬ第二次的な層化の形成を予防すること、すでに形成されたものを弱め、完全に克服することであるとした」としている。

周知の事であるが、1981年の国際障害年の前年世界保健機関(WHO)が国際障害分類を発表し障害を三つのレベルで分けており、発達支援の側面から考えた場合、佐藤真名氏の指摘やヴィゴツキーの言う「異常児」に対

する活動への主要な課題の提起であり、あい通ずるものがあるように思われる。

かつて知的障害児施設で勤務していた筆者は、以下の様な体験を思い起こす。夏帰省を終えた中3女子B子の母親が来園時、次のように語っていた。「B子が帰省時珍しく家の洗濯機を使うのを見ていたら、給水することなく、いきなりスイッチを回し結果シャツのボタンが取れてしまって…」当時、卒園を前にした洗濯指導では、洗濯は手で洗う指導を。脱水のみ、脱水専用機を用いる指導をしていたので、B子さんは家にある洗濯機を脱水専用機と思いをしシャツのボタンが取れてしまった訳で決してB子さんの責任に帰することはできないのである。

障害者施設で求められる支援とは、広い意味での発達支援と共に、障害者であるが故に、障害児施設の生活であるが故に身に付けることのできなかった力（諸能力）獲得の支援ではないだろうか。古くは、ヴィゴツキーの説くように、そして佐藤真名氏の発達支援の取り組みを通して確認されたように。

第2章 発達とは何か

ここでは、障害者の発達について、①障害者家族の発達観、②発達保障という言葉の意味、さらに③発達援助・支援の実践の幾つかを紹介する。

第1節 障害者の家族の発達観

「幸せ薄い娘が詩に願いを託す」を新聞に投書した周藤氏の一文。(資料No1) 67歳の周藤さんの娘さんは実年齢37歳だが、父親から見ると実際の能力は15、6歳、容姿は20歳ぐらい。第3者には理解の届かぬ苦労の日々。福祉作業所に通い、自営業の手伝いもできるよう導いてきたと語る父親。その37歳になる娘、鮎子さんが書いた詩。

私のゆめ

どこかへ いきたい
たびに いきたい
くるまに のりたい
オートバイに のりたい
やさしいひとに あいたい

鮎子さんの詩、父親の語る鮎子さん像の相方から知的障害者の発達の問題を考えてみる。人が異性を意識し、初恋の心情を懐くのはいつ頃であろうか。鮎子さんは37歳の今、心は青春。容姿は20歳ぐらいと父親は言う。つまり鮎子さんは17、8歳の頃に異性への想いを懐いたのではなく、37歳になって初めて「やさしいひとに あい」

たくなったのである。この事実は知的障害者の発達を示すものではないだろうか。「知的障害者の陽は遅く登る」と元信楽青年寮寮長池田太郎氏が述べていたが、遅いけれど陽は確実に登る。しかしだれにでも、どのような障害者も自然に成長し、発達の道を歩むのか。第3者には理解の届かぬ苦労の日々。家族の粘り強い指導。福祉作業所での社会参加・就学年齢時代の通学（漢字や片仮名の文面から学校教育を受けたと推測）。ご両親の愛情とご苦労——家庭教育——、福祉作業所での社会教育、そして、感情と書く力を学んだ学校教育。この三つの輪、支援の総体を通して鮎子さん自身が主体的に明日に向かって生きる力、「私のゆめ」を獲得しつつあると理解できるのではないだろうか。

第2節 発達保障という言葉の意味

—糸賀一雄とコロニー論—

日本で初めて、重症心身障害施設の活動に取り組みされた方の一人、糸賀一雄先生がおられた。先生は『この子らを世の光に』を著わし、その中で障害児の「発達保障」について次のように述べておられる。

糸賀先生達が始めた、重症心身障害児施設びわこ学園に一人の青年が運び込まれて来た。その青年は、重い脳性マヒで、足も動かずベットに寝たきりの重度の精神薄弱者、しかも栄養失調で、骨と皮となり、死相が現われているのではないかとと思われるほどであった。半年ばかりたったある日のこと、いつものように保母がオムツを取り換えようとする、その青年は息遣いを荒くして、寝たまま腰を心もち持ち上げているのであった。保母は手に伝わってくる青年の必死の努力を感じて、はっとした。これは単なる本能であろうか。人間として生きていく上で、なくてはならない共感の世界が形成されているのであった。重症の子どもの場合非常にわずかばかりであるが変わっていくことが確認される（注4）。

こうした重症心身障害児との実践の中から、重症児は、すべての人間の子どもの歩む発達の法則性から決してはずれたものではないとして、「発達保障」という考え方を提起しておられる。つまり考え方の質的な転換、とりもなおさず、すべての、文字どおり全ての人間の生命がそれ自体の為にその発達を促進されるべきだという理念を現実のものにすべきだとし、「コロニー」は、社会でもてあまされた問題の子どもたちの終着駅であるのではなく始発駅であり、健全な社会そのもののいとなみとすべきであると述べておられる。

第3節 発達援助・支援の実践の幾つか

(1) ゆたか福祉会と障害者の発達

さて、1960年代終り、青年期障害者の働く場を保障す

る事業を始めたのが、名古屋のゆたか福祉会である。ゆたか福祉会は、青年期障害者の人間らしく生活する、つまり労働を通して発達を保障しようという取り組みをし、障害者の援助の原則を提起した。それは、1つ、希望する全ての人に働く場を保障する。2つ、仕事に人を合わせるのではなく、人に仕事を合わせる。3つ、作業所づくりは住みよい街づくり、イコール民主的な地域づくりを目指す、とした。

幾つか援産施設を建設する過程で、働く場だけでなく、「親亡き後の生活の保障を」障害者が地域で生活している自立の場が、障害者とその親の願いになった。Aさん、51歳の女性であるが、ゆたか福祉会の援助を通して7年前共同ホームに入所し、その直後就職を実現、地域での自立生活を始めている。Aさんの母はこう語る。「うちの娘は、ゆたかさんのお世話になるまでは幼稚園の力もなかった。それが今では高校生以上の力がある。10年たったら娘はふつうの子と変わらんようになるんじゃないかと思う。(注5)」残念ながらAさんの母親は、その後他界されたと聞かすが、Aさんは確かに地域で自立した生活を目指し歩み続けている。

ゆたか福祉会は、障害者のより人間らしい生活を保障する地域・社会づくりのために、働く場、さらには、生活の場づくりを目指し、今その事業を継続発展している。

(2) 知的障害児施設・三好学園の実践

知的障害児施設・三好学園では、その実践を「障害児施設での発達援助活動」と位置付け、職員の手により記録として幾度か発表していた。ここでは援助実践の体制づくりの概要と、特に重点的に取り組まれた歩行訓練の実践記録を紹介する。(注6)

A) 指導体制づくりとカリキュラム

障害児の生活要求を4つに分類した

- a 確かな生活の仕方を学ぶ
- b 楽しい変化のある生活を体験する
- c 卒園後の生活をより確かなものとするために
- d みんなで築こう僕ら(私たち)のくらし

以上を職員の責務としてとらえ直し、指導の領域として

- a' 生活日課を通しての生活指導
- b' 寮内行事の企画と指導
- c' 卒園前指導
- d' 児童会を中心とした自治活動・自主活動

B) 歩行訓練の実践

1977年秋。近くの千足遊園地まで散歩に行った翌日、担当の野口指導員が子ども達の様子を生き生きと朝の会で報告した。話というのはこうである。

吃音のM君(12才)が牛舎の所へ行くと、突

然ははっきりした口調で「S子来たらあかん。S子赤い服着とるで牛が怒る」と言ったとの事。宿直であった私は、当日夜、早速夕礼にてその1件を子ども達に聞きながら板書を進めた。「B君も顔が赤いから逃げて行ったよ」「そしたら牛君、何って言った」「モーッて」「そのあとは、やめたと行って草食とった」「野口先生が、M君えらいなって感心してたよ」「何月何日のこと?」など、子どものやりとりで少し手を加えると次のようなお話となった。

10月26日(水)午後みんなで千足遊園地へ散歩に行くと、牛くんは「モーッ、はよおいで」と呼んでいるのでみんなで行きました。

その時M君はS子に「来たらあかん。S子赤い服着とるで牛が怒る」。Sちゃんはこわくなって牛のそばまで行きませんでした。牛はSちゃんのズボンがおいしそうなので、ねらっているのです。B君は顔が赤いので「ほくもねらわれているな」とおもって逃げました。牛くんはおいしそうSちゃんもB君もいないので、「ショボン、モーッやめた」と草を食べはじめました。

それを見ていたN君とYさんとTさんと野口先生は、うでを組んで「M君、かしこいなあ」と感心していました。緑の山を越えてみんな仲よく4寮に帰って来ました。

—おしまい—

寝ぼすけ闘牛士、トレミカモミロの歌を学校で習った直後のM君である。牛、赤い服、トレミカモミロの歌、これらがM君の頭の中で瞬時のうちに関連づけられ、吃音を克服し脳が指令したのだ。それはS子への、仲間への思いやりでもあった。この板書は数名の子によって原稿用紙に書き写され、子ども達の宝として保存されている。

この逸話は子どもの発達を見逃さない職員の視点と職員相互の伝達、子どもの発言しあう力などが育っていなかったら、語り伝えられることはなかったであろう。

第3章 職員の意識改革

ここでは、職員の意識改革の課題について、①その現代的背景、②経済学、経営の論理から考える職員の意識改革、③民間デイサービスの実践から再び支援の意味を考えてみる。

第1節 職員の意識改革の現代的背景

昨今の社会福祉の動向は大きく変わりつつある。介護

保険の導入、社会福祉法の施行等にみられる社会福祉基礎構造改革の動きがある。他方、国際障害分類改訂の動きがあり、「障害児教育をめぐる動向の特徴として、ノーマライゼーション（社会的統合）、インテグレーション（教育的統合）及びインクルージョン（共学）の潮流」（注7）がみられる。

以上の福祉政策の動向や、障害概念や理念の深化は、障害者施設での支援のあり方が問われ、そのことは当然職員の意識改革の課題とも関わると思われる。そこで経済学や経営の考え方を援用し、職員の意識改革の課題について考えてみたいと思う。

第2節 経済学、経営の論理から考える職員の意識改革 — 職員の意識改革の源泉 —

介護保険制度にみられる社会保険方式による措置から契約への社会福祉の基本的枠組の変更は、その後一連の社会福祉基礎構造改革として進行中である。

この一連の社会福祉基礎構造改革の基本的理念にてらしてみると福祉施設の運営はどうなるのか、さらに施設職員の職務（社会福祉労働）をどう捉え直すかを考えてみたいと思う。

さて、社会福祉基礎構造改革の基本的枠組の改組が措置から契約へであるとするなら、契約という行為は現代の我が国の経済社会一般の商品取引としての契約であり、商品取引の市場で、消費者が特定の商品を選択購入することにより成立する。商品を供給する側の経営の本質的目的は何であるのであろうか。それは利潤の追求であり、その利潤は出資者としての株主に配当される。しかし経営には当然リスクを伴う。収益減、赤字決算であり、それへの対応は、従業員のリストラや、収益減に伴う株主への配分減や場合によっては倒産となる。その結果としてのリスクは、出資者である株主や経営体そのものが負わなければならないことになる。

この経営の論理を福祉施設に置き替えた場合、契約という行為は当然、福祉サービスの中身を消費者である福祉の利用者（とその家族）が選択し、購入（利用）することになる。（この場合一般経済市場での企業の出資者の経済関係にふれないこととする。また社会福祉施設の経営とリスクマネジメントも同様とする。）

さて選択する側の消費者、福祉の利用者は何を拠り所として選択契約するのであろうか。それは良質のサービスとしての福祉商品である。そこで商品としての福祉を経済学の教えるところにより整理したいと思う。

商品としての福祉を考える前提として、商品の価格は何によって決まるのか、その法則を考えてみたい。商品の価格は、その商品の生産費によって決定する。福祉の「商品」の生産費の多く部分を占める人件費～職員の賃

金部分を考えてみたい。労働力の価値の内容は、①労働力の支出による消耗を補充するのに必要な労働者自身の維持費、②労働者の次の世代を養育し、労働力を永続的に再生産するのに必要な労働者の家族の維持費、③労働力のある特定の養成または教育に必要な養成費の3つの費用からなる。（注8）仮に消費者である福祉の利用者が選択する福祉サービスが良質の、その結果高価な商品であるとする。そうであればその福祉の商品の生産費の一部としての労働者（ここでは社会福祉職員——社会福祉労働者）の生産費用も「労働力のある特定の養成に必要な養成費」など高額であり結果より質の高い労働力の売買ということになる。一般に高賃金は、その労働者にかかる生産費。例えば研修に長期間を要する医師などの高賃金を考えると理解できると思うが。

福祉施設の職員が良質のサービスの提供を行うとすれば、職員自身（福祉の賃金労働者として）の資質が高いとの前提で。（しかしここでは高賃金であるかどうかの現状は問わないこととする。）

何故に質の高い労働が提供されなければならないのであろうか。それは福祉の労働が、対人支援であり、福祉サービスの利用者は、抱える問題が個別的であり、特殊性、複合性、総合性を持ち、ここにそのサービスの効率化、合理化、マニュアル化の限界を持ち、きわめて人間的な労働であり、社会福祉労働の持つ特殊性がここにあると思う。

結論的に整理すると、選択される福祉の商品が良質であるとするなら、良質（高賃金）の労働力が存在することになる。つまり選択される良質のサービスを生む源泉は、良質な労働力であり、その労働能力を持つ人間は、それに至るため、その高い労働能力を保持するため、さらに一層高める為の努力が要求される。それは、先に見た賃金の構成部分の③、研修にあると言えるのではないだろうか。

つまり決め手は、対人支援サービス（発達支援のサービス）の中身であり、それは発達支援の技術、知識、価値（発達観、支援観）である。以上の総体の根底を「意識」であるとするなら、措置から契約への動向にあって、職員の「意識」～発達支援の技術、理念 etc ～改革こそが、利用者から選択される福祉サービスを生むという結論が導き出される。

現在、発達支援に関して、職員の意識改革が呼ばれるゆえんがここにあるのではないだろうか。

第3節 民間デイサービスの実践から再び支援の意味を考える

この節で考察する実践の舞台は、高齢者デイサービス。公の制度でない手づくりのデイサービスで、宅老所と呼

ばれている。

新聞によれば「宅老所とは、小人数の痴ほうのお歳寄りが街の中の家に、だんらんの場と自分の部屋を持ち、スタッフや近隣の人に支えられてゆっくりと暮らす。それぞれのお年寄りが果たす役割もある。すると、痴ほう症につきものと思われていた『異常行動』や『問題行動』が減り、表情もおだやかになっていく」と紹介されている。(朝日新聞1999年9月18日付社説)

これから紹介するのは愛知県で運営されている宅老所であるが、その宅老所「ひだまり」がオープンして1周年、手づくりの記念誌を発行した。(注9) その中に「母の介護にあわせ咲いた花」と題する一文が掲載されている。

執筆された方は、宅老所を利用する75歳の女性の嫁で、松本千代子さん。千代子さんご夫婦は昼間仕事があり、一人留守番の母を気遣って昼間宅老所に預けることにした。その一文である。

「我が家の幸枝さんがお世話になりまして早一年が過ぎました。昨年の五月頃の出来事が思い出されます。紙粘土を食物と間違えて食べてしまい、1～2ヶ月は手にする事ができませんでしたが、昨年秋にはスタッフの皆様のなみなみならぬご指導で紙粘土細工の人形を完成させ、ひだまり作品展を見ることができ家族一同感動しました。

最近では毎朝食事が終ると、家にある鉛筆、ノートなどを愛用の袋に詰めて『今から学校に行く』といいお迎えに来て下さる方を楽しみに待つ毎日です。

昨年4月末に、長谷寺にボタンの花を見に行っても何の興味を示さずしらんぷりでしたが夏を過ぎる頃には、玄関の植木鉢を見て『まあ～きれいな赤い花だこと』と言うようになりました。この言葉が聞きたくて、昨年秋にはたくさんチューリップを植えましたところ、今年の春みごとに咲きました。チューリップを見ては『きれいだなあ～』と繰り返し言い、散った花を見ては『もう散ってしまったなあ～』と言い、少しでも状況や感動を表現できるようになりました。

病気の進行(ここでは痴呆症の事)がこの1年間おだやかでこられたのは、造形作家善久先生、宅老所ひだまりの皆さんのお蔭と感謝しています。]

この一文から、「高齢者も発達するんだ」ということを

読み取る事ができるし、その発達を支える「高齢者への援助支援のあり方」「社会福祉援助・支援環境論」も伺い知ることができるかもしれない。宅老所を利用する家族の方が綴った一文だけに説得力があるのである。

すべての高齢者が、文字通り日本のすべての高齢者がこの宅老所の実践に見るように人間として、輝き続ける支援が求められているのではないだろうか。

この宅老所の実践から学ぶことは、高齢者への社会的対応のキーワードは「支援の環境をどう整備するか」ということではないだろうか。(米澤國吉「施設福祉援助論 研一その1—ミニデイサービスの実践と援助の新しいあり方の発見」青森県立保健大学記要No1、1999)

終りのテーマである支援のあり方再考として、その生活の根拠が施設あれ家庭やグループホーム等の地域生活であれ(広く地域で生活する障害者と位置付け)、1人の人間がその拠点で人間らしく生活できるような社会的な支援網の整備とそれに相応しい支援サービス、援助のあり方を模索する道程となるのではないか。

障害者「支援」実践の新しい課題とは、障害者がひとりの人間として尊重され社会で生活できるような「環境」を整備すること。ここでその環境とは、社会福祉職員の専門的援助活動をも含む、幾多の社会資源ということになるのではないか。

おわりに、21世紀の障害者福祉を展望する「人間発達環境論」を実践的に検討することが発達支援の課題のひとつになるのではないかと考えられる。

(受理日：平成12年11月17日)

資料 1

幸せ薄い娘が詩に願いを託す

東京都 周藤 勝彦(自営業67歳)

精神薄弱者を持つ家庭は全国でどれだけの数にのぼるのか存じませんが、第三者には理解の届かぬ苦労の日々であることはまちがいありません。私の娘のひとり、鮎子も福祉作業所のお世話にもなり、現在では私ども自営業の裏方を務めるまでに粘り強く導いてまいりました。年齢は37歳ですが、実際の能力はやっと15、6歳、容姿は20歳くらいの印象で、恋愛とか結婚とか人並みの場面に登場することはどう考えても困難です。

まことに哀れといわざるえませんが、つい先日、店の来客用に常備してある「らくがき帳」に、なんでもよいから書いてみろと伝えましたところ、短い詩を書きつけたのです。これは親バカかもしれませんが、少なからず驚きました。ご笑覧に供したく存じます。なお一字一句

手を加えておりません。

私のゆめ
どこかへ いきたい
たびに いきたい
くるまに のりたい
オートバイに のりたい
やさしいひとに あいたい

(朝日84、4、20)

鮎子さんの詩に感動

長崎県 村瀬 耕子 (無職50歳)

鮎子さん、あなたの詩「わたしの夢」を二十日付のこの欄で読みました。「やさしいひとに あいたい」——このことばに、私の目頭は熱くなり、あなたの境遇を思ううかべて胸がしめつけられる思いでした。

ところが、このことばをじっと見つめているうちに、私は恥ずかしくなりました。少女のままの、くもりのないあなたのところは、人に真のやさしさを求めているに違いないと思えてきたからです。

「やさしいひとに あいたい」というこのことばの重さが、ひしひしと追ってきます。余分なことばのないこの詩の中からは、あなたの無欲で純なところのひたむきさが伝わってきます。

鮎子さん。私も、あなたと同じようにやさしいひとに あいたくなりました。鮎子さん。あなたのやさしいひとと、私のあいたいやさしいひとが、同じような人だったら、私はどんなにうれしいでしょう。

あなたのところで、「やさしいひと」と感じられる人こそ、この世でほんとうにやさしい人に違いありませんから…。

あなたのゆめは、私のゆめです。

(朝日84、4、25)

胸打つご両親の愛情

宮崎市 竹井 輝子 (主婦54歳)

「幸せ薄い娘が詩に願いを託す」という周藤様の投稿に心うたれました。精神薄弱者である娘さんを、今では自営業の裏方を務めるまでに導いてこられたとのこと。それは、長い長い道のりであったことでしょう。

その娘さんがつくった詩「私のゆめ」は、だれもが抱く願望です。心の神髄にふれた美しいすばらしい詩だと思います。

これだけ感情を表現できるまでに育ててこられたご両親の愛情とご苦勞が身にしみて分かります。鮎子さん、どうぞ心を大切に生きて行って下さい。

(朝日84、4、25)

(注1) 井垣章二『児童福祉第2版』ミネルヴァ書房、1985年、P36

(注2) 秦安雄ほか編『障害者と社会保障』法律文化社、1979年、P5～P9

(注3) X.C.ザムスキー 1971年発表の論文、小林はるよ・茂木俊彦訳注「ヴィゴツキーと精神薄弱教育学」『障害者問題研究第1号』全国障害者問題研究会、1973年7月

(注4) 糸賀一雄『この子らを世の光に』柏樹社、1965年、P294

(注5) 秦安雄ほか編『障害者のゆたかな未来を』ミネルヴァ書房、1975年、P14～P15

(注6) 米澤國吉『知的障害児施設での発達援助活動の実践と理論——施設福祉援助論研究——』2000年、P75～P77、P105～P106、コーデック

(注7) 福祉士養成講座編集委員会『障害者福祉論』中央法規出版、2000年、P187

(注8) 社会科学辞典編集委員会編『社会科学総合辞典』新日本出版社1992年、P696～P697

(注9) 渡邊典子、西川春子、米澤治子編『ひだまり一周年記念号』1998年、ミニデイサービスひだまり